

渡辺議員。

4 番（渡辺重雄君）

いろいろ申し上げさせていただきましたが、最後に糸魚川市の観光は、糸魚川市の光になっているのかどうかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

まだまだその辺は、まだまだたくさんの光ってない部分がございます。やはり私は、レベルの高いものがあると思っているわけでございますので、そういったところをこれから皆さんにお示しながら国内のみならず世界にその辺を呼びかけていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

渡辺議員。

4 番（渡辺重雄君）

それじゃあ、ありがとうございました。よろしく願いいたします。

議長（倉又 稔君）

以上で、渡辺議員の質問が終わりました。

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

私は、権現荘の現状と課題、今後について、北陸新幹線の騒音・振動公害について、米田市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

1、権現荘の現状と課題、今後について。

(1) 権現荘の始まりは、取り壊した本館・能生自然教育センターにあると思うが、行政目的のための存在意義をどのように考えているか。

(2) 権現荘の経営悪化後、市は平成21年4月から民間より支配人を採用したが、権現荘に対するどのような考えをもって採用したのか。また、新支配人とはどのような内容で契約されたのか。

(3) 平成22年3月31日付けで、糸魚川市第三セクター等の評価及びあり方に関する報告が、3人の専門家から構成される糸魚川市第三セクター等経営検討委員会から出された。対象は、当時の「株式会社親不知企画」、「株式会社能生町観光物産センター」、「火打山麓振興株式会社」、「柵口温泉権現荘」の4つの法人等である。

報告中、糸魚川市の第三セクター等のあるべき姿の項で、最も大事な点は、「行政目的の

ための事業そのものの存在意義の有無」だと明言されている。どのように捉えているか。

(4) 新支配人採用後の人事管理上の問題、営業上の問題についてどのように対応されてきたのか。リニューアルオープン後明らかになった諸問題についてはどうか。契約内容に照らしてどうか。

(5) 指定管理に移行する時期を2年後にしている理由は何か。

リニューアルは終わったのだから、速やかに移行するか、そうでなければ完全民営化へ進める必要があるのではないか。

2、北陸新幹線の騒音・振動公害について。

(1) 北陸新幹線開業後も騒音、振動被害が続いているが、現状をどのように捉えているか。

(2) 市としてしっかりと騒音、振動の実態を把握し対応するために、市独自の騒音、振動測定が必要と考えるが、どのようになっているか。

(3) 騒音、振動対策の現状はどうか。どのように取り組まれているか。市として被害全体を把握し、市民の立場で改善されるよう取り組んでいるか。

(4) 関係住民の方たちの要望は、騒音、振動対策にどのように反映し、対応されているか。

以上、1回目の質問といたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

新保議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、設置目的として地域住民の福祉及び都市と農村の交流促進に資することを掲げており、地域振興としては、地域雇用、資材調達、保守・点検業務、誘客連携等地域の拠点施設としての役割を担っております。

2点目につきましては、採用の目的は、権現荘に民間的な経営手法を導入することができる人材を登用することであり、任期付職員として採用しました。

3点目につきましては、権現荘は地域振興と活性化を目的として、その役割を果たしてきたものと考えております。

4点目につきましては、職員管理や営業面など全般的に民間的な手法を取り入れてまいりました。リニューアル後、明らかになった問題の原価率については、原価管理システムの導入を図り、超過勤務問題については、本年度3名の職員採用を実施いたしております。

5点目につきましては、指定管理では指定管理料を決めることが大変重要であり、市ではリニューアル後の2年間の経営実績を見た上で、少しでも有利な条件で進めていきたいと考えております。

2番目の1点目につきましては、騒音等は、特にトンネルの出入り口付近で基準値を上回っている状況であります。

2点目につきましては、市独自の騒音等の測定を行い、実態の把握に努めているところであります。

3点目、4点目につきましては、市は地元要望について鉄道運輸機構の対策を要請しており、柱道、梶屋敷地区のトンネルの出入り口の緩衝窓の閉塞工事を終了し、今後、騒音レベルの高い地区

では、吸音板設置等の音源対策工事を実施することとなっております。

また、該当する住宅の防音工事の補償も進めております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

権現荘の行政目的と存在意義ということで伺いたいと思います。

小学校校舎を活用した本館の自然教育センターは、どのような目的でつくられたのでしょうか。当初の目的をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

能生町の自然教育センター条例というのがございまして、昭和63年の6月に制定されております。この中では、児童・生徒及び高校生の集団宿泊教育活動及び青少年の集団教育活動に供するためということで規定されております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

新館、別館はどのような目的でつくられましたか。バブル景気が86年12月から91年2月まででございますので、本館はバブルの真っ最中、新館はバブルの終わりに、別館はバブル崩壊から7年後に建設されたということになります。当初の考え方は、よかったのかもしれませんが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

権現荘につきましては、新館も別館も権現荘条例という条例に規定されたもので運用されております。その条例にうたわれてる内容については、先ほど市長が申し述べたとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

糸魚川市第三セクター等経営検討委員会が、平成22年3月31日付で出した糸魚川市第三セクター等の評価及びあり方に関する報告書で、糸魚川市の第三セクター等のあるべき姿の項で、最も

大事な点は、行政目的のための事業そのものの存在意義の有無だと明言されております。この場合、現在の第三セクターの雇用維持のみをその存在意義として判断すべきではない。糸魚川市の第三セクターは、観光客またはレジャーのための施設であり、民間でも運営可能な施設である上、設立時から20年以上経過して顧客数も減少傾向にあることから総じてその役割は終了しつつあり、現在はその過渡期にあるということが出来る。このような施設は民営化した後、民間会社の手によって設備投資を行った上で事業継続を図るか、閉鎖をしてその役割を終えるかのいずれかの方向に進むことが本来のあるべき姿であり、採算性を維持しているからそのまま第三セクターとして運営を継続するという考え方は再検討を要すると指摘しております。わかりやすく言えば、公共の名に値するような施設ではないということではないかと思えます。

指摘されていることに対しての基本的な認識をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

藤田企画財政課長。〔企画財政課長 藤田年明君登壇〕

企画財政課長（藤田年明君）

お答えいたします。

平成22年3月31日の第三セクター等の評価及びあり方に関する報告書、こちらについては、財政健全化法の施行、これによって第三セクター等の負債債務が将来負担比率に反映することとなったことで国のほうから第三セクター等の改革に関するガイドラインが示された。そのことに伴って当市においても第三セクターの見直しを図る目的で開催・報告のほうを求めています。その中で対象となるのは、50%以上の第三セクターであります。当時、既に権現荘の経営が非常に厳しくなっているということで、第三セクターに合わせて権現荘についても評価をお願いしたものであります。当然、行政が運営するものでありますから、行政目的というのは当然必要と思っております。先ほど市長も答弁したとおり権現荘の設置目的は、地域住民の福祉及び都市と農村の交流促進、地域振興の拠点施設ということで、やはりその目的については、果たしているというふうに考えております。

報告書の中でも近隣に同様の施設がないこと、ロケーションや泉質などは潜在的にすぐれたものがあるとしておりまして、その上で課題や対策が述べられており、今回までその方向で進めてきたと考えております。報告書の中でもいわゆる指定管理、民営に移行する場合については、ただし書きとして、その場合については現在の設備では引き受け手がないことから、規模の縮小を伴う改装等の設備投資をした上で指定管理制度に移行すべきであると。こういう方向性も示されておりまして、現在、段階的に進めているものであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

私は、報告で指摘されているように、総じてその役割は終了しつつあり、現在は、その過渡期にあるということができるとの指摘に同感であります。

旅館・ホテルを取り巻く全国的な状況等を含めて現状をしっかりと見る必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

今ほどの藤田課長がここまでの経過、権現荘の目的・役割等について説明いたしましたとおりでありますけれども、現時点におきましては、新保議員ご指摘の糸魚川市第三セクター等評価及びあり方に関する報告書、ここで述べられておる施設規模を縮小した上で改装等の設備投資をして指定管理に移行すべきであるという大きな流れの報告書の方向を基本に置きながら、現在、平成26年度、平成27年度と本館の取り壊し、それに伴っての利便性の向上のためのリニューアル等を行って、指定管理に向けて現在、取り組みを進めているということであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

民間から新支配人を採用した目的と採用条件、取り組み結果と評価に関連して伺いたいと思います。

新支配人は、任期付職員で参事職ということで採用されたということではありますが、どのような条件で採用されたとお考えでしょうか。期末手当、超過勤務手当等はどうなっていたでしょうか。

また、評価は、どのように行われましたでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

総務課長（山本将世君）

お答えいたします。

任期付職員につきましては、一般の職員と同等の考え方になりますので、超過勤務、そういった手当等につきましては、一般の職員と同様な支払いの形になっております。

評価等につきましては、それぞれ年度ごとの所属長、今でいえば能生事務所長が上司に当たりますので、そこらの評価をしていただけるという状況で認識をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

民間の支配人を任期付職員で採用した期間と取り組み結果、結果に対する評価についてもう少しわかりやすく聞かせていただきたいと思います。

評価は、契約期間まとめて行ったということですか。それとも、採用された平成21年4月から

1年ごとにいろいろと採用した権現荘立て直しといいますか権現荘の経営改善の取り組みを1年ごとに評価していったということなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

権現荘支配人の任期付職員につきましては、今ほど総務課長がお答えしましたように平成21年に採用いたしておりますけれども、任期は1年ということで1年ごとに評価をしながら、その後、進めてきておるということであります。

したがって、平成21年の状況を踏まえて22年、23年ということで、その時点での取り組み状況、それには一定の期間も要する取り組み内容もあるというようなことを踏まえて、その後、任期付職員の期間を5年間まで延ばして、平成25年までは任期付職員という形で採用いたしております。26年度からは非常勤特別職という形で契約条項にのっとり勤務しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

平成20年5月に柵口温泉権現荘経営計画が策定されました。平成20年から24年度までの5カ年計画でございます。平成22年1月に一部修正され、再検討版も出されております。その後、紆余曲折もありましたけれども、再検討版の経営方針では、幾つかありますが、権現荘と都市交流センターは、平成23年度から指定管理に移行する。権現荘本館での宿泊客の受け入れを休止する。温泉センター利用者に迷惑をかけないようにするため、権現荘の入館料を770円から550円に値下げするなどとなっております。

この計画は、平成20年7月1日の値上げを前提につくられたものであります。値上げすれば必ずお客さんが減るといふ指摘に対して、委員会でそのころ大変な議論をされたわけですが、そういう指摘に対して減らさないでふやすということを言われて出した計画でございます。

結果は、ご承知のとおり経営が大変だから値上げするというやり方ではだめだということがはっきりいたしました。お客さんが減って赤字が大きくなったと思いますが、いかがお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

確かに権現荘、過去の経過を見ますと、いろんな経営計画を立ててはその都度そのとおりにならなかったということが一、二にあるということは十分承知をしております。その都度、その都度改善をしながら計画を立てるんですが、やはり何といいますか平成13年ごろからずっと長期低落といいますかそういう傾向に来てるといふことが実態であると思っております。いろんな面で紆余曲

折があったということは十分承知をしてるところであります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

この計画には、顧客満足の向上、営業力の強化、経費削減等、改善項目が細かく挙げられていると同時に権現荘の料金改定による試算ということで、平成20年度から24年度までの収入・支出の試算も出されております。起債償還に係る費用も入っておりますので、運営費ということで出されていることしの予算審査資料の数字よりも金額が多くなってはおりますが、計画初年度の平成20年度は宿泊客1万5,100人、収入2億5,260万円の目標に対して、実績が宿泊客1万2,968人、収入2億2,659万円で、宿泊客2,132人の減、収入2,601万円の減となっております。対前年。平成21年度から24年度までの宿泊客の目標は、1万5,400人、1万5,500人、1万5,700人、1万5,900人となっております。それらに基づいた収入の試算も出されております。

新支配人は、柵口温泉権現荘経営計画の一部修正にもかかわられたように記憶しておりますけれども、柵口温泉権現荘経営計画に基づいて取り組んでこられたというふうに思います。権現荘経営計画と支配人の役割についてお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

今ほど新保議員のほうからお話がありましたように、支配人のほうで就任以来、それまでの取り組みの内容について、例えば条例で規定してある1泊2食つきの宿泊料金、そのような状況の中では、なかなか改善ができないというようなことも含めて条例改正に踏み切ったりというような取り組みを実施してまいりました。いろいろな毎年毎年、目標を定めながら実施をしてきた状況でありますけれども、その年々で結果としてうまくいかなかった部分と、功を奏してうまくいった部分というのがここまでの平成21年からの流れの中です。その中には、支配人の役割といたしましては、民間的手法で営業面、あるいは収支の面で取り組みをいただき、改善すべき内容については、私ども能生事務所を中心となった行政内部と連携をとりながら現場の改善に努めてきたという支配人の役割であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

柵口温泉権現荘経営計画が達成できたのかどうか新支配人の取り組みを評価する基本だと思いますけれども、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

先ほどの第三セクターの検討委員会のほうから出された報告書の大きな流れに沿って取り組みを進めている、その中での指定管理に向けた取り組み改善を進めておるのが現状でございます。現在、その途中経過の中で支配人から現場での改善対応をしてきていただいたということになります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

市は、いろんな計画つくりますよね。計画をつくって5年なり10年なり、その計画をつくって実践をしてどうだったかと、検討をするというそういうことでずっとやってます。柵口温泉権現荘経営計画は、達成できたとお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

副市長（織田義夫君）

平成20年に立てました権現荘の経営計画でありますけども、これには現在、支配人は関与しておりません、その計画策定には関与しておりません。そして、この平成20年の経営計画につきましては、一番大もとのところでありますけども、温泉センターを廃止をして、権現荘に機能統一するというにつきましては、それはできぬ、何といいますか地元説明とかいろんなことで、それができなくなったということでもあります。

したがって、平成20年の経営計画につきましては、おおよそ1年でその辺は計画が頓挫したということでもあります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

この計画は、途中で修正されているんですね。平成20年につくったものを、一番最初に言いましたように一部修正をして、そしてさらに直して、まだ変わりながら移ってきてるわけです。ですが、基本的に権現荘経営を立て直すという、それは変わりなくて5年間進んできたわけですね。ずっと来て5年間やってみて、これ捨てたわけでないでしょ、この計画を。これは5年間やってみて、果たしてこれは達成できたのか、十分なのか、半分なのか、3割しかできなかったのか、その点はどういうのかというふうに伺ったんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

今ほど新保議員がおっしゃっている平成20年の経営計画がずっと続いているかという部分については、続いていないというふうに認識をいたしております。その後、先ほど新保議員からお話のありました第三セクター経営検討委員会からの診断結果等を踏まえて、その提言なりを踏まえる中で指定管理に向けた流れを進めていこうと。その途中段階では、今ほどありましたように温泉センターを廃止して民間に譲渡しようではないかというような話も途中まで進みました。

結果として、それもいろいろな課題の中でできなかったというような状況をここまで経過をたどってきております。そういう中で大きな流れでは、指定管理に向けて取り組みを進めていくということで考えておりますので、先ほどから言われている20年の経営計画という流れは、そこで一旦、方向が変わってるといふふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

20年5月策定の5カ年の経営計画、22年1月に一部修正して、その後、当時の総務文教常任委員会に平成22年2月1日に能生事務所が出してきた柵口温泉権現荘経営計画、この中に具体的なその中身がどういうところを改善するのかというのは、ずっと挙げられてるわけですよ。その中には、本館をなくしてもう少し客室を減らすとか、あるいは接遇とかいろんなことを改善策、書いてるわけです。そういう計画もない中で支配人はやってきたということですか。もとがあるわけじゃないんですか、いろんな提言あって、三セク検討委員会の提言もあるんでないかと思えますよ。そういう中で、これは改善しながらやってきたんじゃないんですかね、この計画というのは。違うんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

先ほど申しあげましたように大きくは、検討委員会からの提言の規模を縮小する中で指定管理に向けた取り組みを進めるべきであるという流れの中で、年次計画的にここまで取り組みを進めております。ここまでの途中の中では、やっぱり期間を要しながら進めてきたものもあります。20年度に言われている状況の中の計画、その後は今申しあげたような形で内容的には変わっているものもございます。大きな柱については、前段申しあげたような形で施設の規模を縮小して設備投資等をした上で指定管理に向けて移行すべきだという流れの中で進めておると。そういう中で支配人からもその大きな流れの中で取り組みをいただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

変化してきたということはわかります。

それでは、支配人の関係した平成21年以降で伺います。

この平成20年、あるいは22年で内容を変えた、大分変わって、その後も変わってきておりますけども、当初のところでは先ほど言いましたように顧客満足度の向上と営業力の強化、経費削減、これはずっとやってきていることですよ、計画があってもなくても。特に、当時の常任委員会で議論をして、指摘して、それを改善していくということでやってきてもらってるはずだと思うんです。それで、最終的に黒字化するということだと思うんですが、支配人が採用される前後からちょっと言わせてもらいます。

この計画を出した前年の平成19年度の運営赤字が728万8,000円。7月1日に値上げした計画、初年度の平成20年度の赤字が749万2,000円。新支配人が就任した初年度、平成21年度の赤字が1,539万8,000円。就任2年目の平成22年度の赤字が3,919万1,000円。3年目の平成23年度の赤字が1,853万4,000円。計画期間最終年度、支配人就任4年目が132万5,000円の黒字でございます。

こういうものを1年ごとに評価してきたと先ほど答弁されました。これを評価してきた結果が支配人は一生懸命やってるといふ、そういうことなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

先ほど申し上げましたけれども支配人の任期付職員の任期の更新については、1年ごとであります。

ただ、申し上げましたように大きな流れの中では、1年間ですぐ結果が出ない問題の部分もございます。ある程度の期間を有しながら現場の管理、それから改善に努めてもらいたいという部分もありまして、長い目でトータルでの評価を1年ごとでの任期を更新する中での評価、そこを両方複合しながら評価させていただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

支配人が就任された平成21年4月から3年連続して赤字なんですよ。4年目で130万余の黒字になった。それで5年間で任期付職員でなくて、今度は非常勤特別職にかわるわけですが、このときの評価、じゃあ何を評価したのか。この中にいろいろ書いてありますよ、経営改善の中身が。変わったんでそれはないようなことを言われましたけども、経営計画の中に。では支配人は、何を改善したのか。支配人がいないときにつくったものですよ、先ほど言われました平成20年につくられた。その中にいろいろと書かれてます、途中で修正したものとございますけど。そういう点も踏まえて、これだけ5年間のうち、5年と見ればそのうち3年は赤字。それも6,000、7,000万円ぐらいになりますかね、7,000万円ぐらいの赤字です。その後、2年間は黒字です。132万5,000円と16万8,000円を足せば150万円ぐらいの黒字ですよ。これを

評価して、非常勤特別職、月額60万円、こういうふうにされたわけですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

支配人が就任いたしました平成21年度の時点におきましては、職員体制的には権現荘に正職員が勤務していたというような状況もございます。

また、宿泊のプランが一泊二食で条例で規定されておりました。そういう中から非常に現場での運営の自由度が小さいというような面が支配人のほうからの話も当時ございまして、その後、条例改正を平成23年だと思いますが、23年に条例改正をし、24年から施行して、現在のところでは、宿泊の素泊まり料金を条例規定し、食事のプランについては、自由度を持たせながらお客様の需要に応じていろんなお食事プランをそこにプラスする中で、セット料金というような商品にして売り出しをいたしております。

また、職員につきましても正職員は臨時職員化する中で、現場でできるだけ固定的な経費を圧縮する中で収支の改善に努めていこうという大きな流れを支配人のほうからお示しをいただき、それらを人的な問題もありますので、市役所全体の中での職員の管理等も含めてここまでの中で進めてきております。

そういうことで支配人の一定の評価をいたしながら再任用後、特に平成24年、25年とは黒字になったというような状況も踏まえて、支配人を非常勤特別職という形でその後、任用させていただいたということでありませう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

通算でいうと1億円ぐらいの赤字を出されたわけですね、支配人は、5年間、任期付きの職員の5年間のときに2年間132万5,000円と16万8,000円の黒字を出したその後、2年間は1,551万8,000円、その次は1,797万7,000円の赤字になっているわけです。そういうこともきちんと、実際の数字となって出てくるわけですね。これは外的要因もありますよ。ですけども、全国的にどこも一緒なわけですよ。東日本大震災があって、そこの地域は大変だけでも、じゃあ権現荘はそのお客さんが来なかったのか、そういうのもあるんでないですか。そういうマイナスの場合もあるし、プラスの場合も外的要因の場合はあると思うんです。

しかし、そういうものを含めて全体として計画として立てたものをどれだけ実行したかというのが評価になるんでないかと思うんです。非常勤特別職というのと、その前の身分という場合で、支配人の役割、責任というのは変わったんでしょうか、同じなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

非常勤特別職のときと任用されていた21年のときの仕事の内容は、変わってございません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

権現荘の調理に係る業務の責任は、支配人にあるのか、それとも料理長にあるのか。任期付職員で参事職の場合と非常勤特別職の場合では変わらないということですが、どちらにその権限と責任があるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

調理場の中で起きること、発注であるとかそういったところについては、料理長の責任でございます。

また、料理長を含めた職員の全体の管理・監督について支配人にお願いをしているというところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

サービスに支配人の裁量を認めているということではありますが、何を支配人の裁量としているのでしょうか。どういうものが裁量の範囲に入るのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

支配人が自分で民間的な経営ということを採用の目的の中に入っております。その民間的な経営の手法として、例えばリピート対策、マンツーマンでやるリピート対策としての商品の無償の提供、例えばお酒でいえば1本、2本の世界ですけれども、そういったもの。また、料理のグレードを上げてある。またカラオケをサービスしてあげるというような例のものが裁量というふうにあります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

いろいろと新聞のチラシの中にはホテル・旅館の案内なり広告のようなものが入ってまいります。その場合は、この期間限定で何人以上のお客さんの場合、おちょうし1本サービスしますよとか、

こういうサービスがありますよという、そういうものがあります。それは来たお客さん全てが対象になるわけですね。それはその施設の、ホテルなり旅館なりの宣伝でどんどん来てくださということになると思うんですけども、そのサービスの裁量を支配人に、先ほど言われたようなことを認めているということになると、いろいろとこう、この方については支配人の判断でサービスしよう、この方は必要ないということも出てくるのではないかと思うんです。そういうことが今度は料理長のほうに、契約というか分担のところでは、料理の関係は料理長の責任ですよとなっておりますね。管理運営は支配人ということになってると思うんですけど、料理のことについて支配人がこうやってくれと、グレードを上げてくれとか、下げるといふことはないでしょうけど、いろいろ指示をすると。料理長が考えていたこういうふうにしよというものを支配人がいろいろ変えるということにもなると思うんですが、それは館の運営に差し支えないものですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

これは来ていただいたお客様にサービスという形で、例えばお刺身が3品であったものを中身を5品にするとか、そういったものについて一方的に支配人が勝手に決めるということではなくて、それは料理長と相談をして進めているということで、原価計算云々についてはお互いに相談しながら進めているというふうに理解しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

答弁されることは、平均してこうだというふうな言われ方されますけども、いろんな場合があるんでないかと思うんです。私はその中身は言いませんけども、これは会計上どういうふうな扱い方になるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

現在、内部監査等で対応調査しておるところでありますけれども、サービスした内容については、当然、売り上げには上ってきません。それから、原材料としては当然、仕入れしておりますので出てまいります。金銭という面では、帳簿上は出てまいりません。

ただ、どういうサービスの内容をやったかについて把握させていただいておりまして、その内容については、いつ、どういうお客様に、どういう内容のサービスをしたかというものについては、聞き取りをする中で現在、調査をまとめているところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

平成27年度の権現荘職員勤務状況の中で時間外勤務時間が1,000時間を越えている職員が3名おりました。この不正常な状態を改善する責任は誰にあるのか。支配人の責任もあるんじゃないかと思うんですけども、あれですか、これは市長の責任で支配人はそういう状態になってるというのを管理・監督する責任があると思うんですけども、ないということなんじゃないかな。これは誰が改善する責任があるわけですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

職員の勤務状態の状況の把握をするのは、これは支配人であろうかと思います。

ただ、労務の、例えば人数をふやしたりとか、また減らしたりとかというのは、これは能生事務所のほうで関与してやっていきますので、支配人の申し出等によって協議を進めながら現場管理をしていくというのがやり方とっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

支配人から申し出があったことはありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

27年度は、年度の途中で厨房のほうで1人おやめになったりしておりまして、3人のところを2人になったということで、至急、手当てをしてもらいたいというようなことの話はございました。すぐ探すようにということで指示を出しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

平成17、18、19年度の3カ年平均の売り上げ、原価、人件費、施設管理費、これに基づいて途中で変えたという権現荘の経営計画、売上原価率について、この平成20年の計画では、前の3年の平均が売上原価率37.1%だというふうに記載してます。それで一般的に旅館業の収益構造は、売上原価率は収入の約25から27%というふうに言われていると、人件費は収入の30%と言われているという中で売上原価率は37.1%、人件費比率35.9%というふうになって、これを改善するんだ、改善していかなければいけないというふうに記載しているんですけど、その後、この点については大分数字の、かなり上の数字でいろいろと答弁されているような気がするんです

けども、どういうふうに変ってきているわけですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

食材の原価率でありますけれども、21年が57%、22年度が63%、23年が60.2%ということになっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

余りにも旅館業全体で見ただけの場合、25から27%と言われていたと、それで平成20年の計画を立てたときにも37.1%だと、これを下げなきゃならんというふうには言っているわけですね。どこを努力されているのかというのがわからないですよ、これじゃね。きちんととにかくやっていただきたいと思います。

権現荘の指定管理と民営化の関係で伺います。

権現荘の法定耐用年数は、何年でしょうか、新館、別館同じだと思いますけど。

議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

+

午前11時55分 休憩

午前11時56分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開します。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

鉄筋コンクリートづくりで旅館用・ホテル用のものは39年、その他のものということですね。内装部分が30%木造、木でつくられてるものは31年だと。そうでないものは39年だとなっているわけです。新館と別館、なぜさっき民営化ということに早く進んだほうがいいかというふうには言ったかといえば、施設そのものの、つくってから半分以上がたってるわけでしょう。これを大規模改修、大規模修繕とか施設改築とかどういうふうを考えて指定管理、そして民営化というのを考えていらっしゃるのかというのを聞きたいんですよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

今の耐用年数の話は、また後ほど能生事務所長のほうからお答えしますが、考え方といたしましては、新館・別館につきましてもそれぞれ補助事業等を利用しながら、当時、能生町の時代につくっております。それで現時点においては、地域の核施設、地域振興の拠点施設ということで権現荘の果たす役割を考え、新館、それから別館については、リニューアルをする中でさらに長寿命化をそういう視点で改善し、それぞれの権現荘の役割を今後も担っていこうということで新館・別館の一部リニューアルをさせていただいたということでありませう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

第三セクター等経営検討委員会で言ってるそういう考え方で、私は早く進めるべきでないかなと思うんですね。遅かれ早かれ施設改築大規模修繕の問題が出てきます。それを考えれば市直営から早く切り離す必要があるんでないかというふうに思います。これ、民間に移行する時期を私は早めるべきではないかということで、それは意見として述べておきます。

北陸新幹線の騒音・振動公害について伺います。

緩衝工を塞ぐ工事、明かり区間の吸音板の設置、これはどういうふうになりましたか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

環境生活課長（五十嵐久英君）

緩衝工の閉塞工事につきましては、この4月まで柱道のほうと梶屋敷のほう全て終了したということでございます。その効果としては、柱道のほうの部分については、いわゆるトンネルに新幹線が入ったときの衝撃音、そちらのほうは和らいだというふうに住民のほうからはお聞きしております。

ただし、音そのもの自体は、逆に柱道の場合は緩衝工は海側のほうにあったわけですが、それを塞いだために、逆にその反対側、山側のほうの音が少し上がったという状況になっております。それで、吸音板等の設置工事ということでございますけれども、この秋までには現地のほうで工事のほうへ入れるということで鉄道・運輸機構のほうから説明を受けております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

今、答弁ありましたように柱道のほうは、振動のことは前よりよくなったけども音は変わらないと。要するに今、言われたようなことですね。

梶屋敷のほうは、変わらないと。要するに、例えば青海のほうから入って出ると、上越のほうへ

向かって出る場合に、出た音が向かいの山に当たって、はね返って行ってそういうふうになるんで変わりないというふうなことだったですね。そういうのをやっぱり市としては、今、言われましてたけきちんと把握して、それでJRなり機構なりに要望していくということが大事だと思うんです。ぜひそれをお願いしたいと思います。

騒音・振動の解決策について関係住民の皆さんとの話し合いというのは、どういうふうになっておるでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

環境生活課長（五十嵐久英君）

現在、騒音の2次測定、ほとんどの地区では終了したんですが、まだ一部残ってるところもございますけども。終わったところにつきましては、それぞれその2次測定の結果について、個々の該当するお宅のほうへ、測定したお宅のほうへ鉄道・運輸機構の者なり、その委託を受けた業者なりが説明を今回している最中ということで、その後の対策の工事を契約したという状況には、全体としてはほとんど至ってないという状況でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

市独自の騒音・振動の調査、先ほどやられてるということでしたけども、鉄道建設・運輸施設整備支援機構と国・県なりほかでも、機構のほかにも調査やられたと言いましたよね。そういうものと市独自で調べた数字というのは、全部そろえて話し合いとかでそういうものに臨まれてますか。市のほうには声かからないという前の答弁ありましたけども、その辺どうなってますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

環境生活課長（五十嵐久英君）

市のほうで測定したものにつきましては、金曜日に田中議員にもご答弁させていただいたとおり簡易的な測定ということで、あくまで参考的なものということではかっております。といいますのは、今回、緩衝工の窓の閉塞が終わったということで、その後の状況を把握するためということで、今回、市のほうで測定させていただいたものでございます。当然、市のほうとしては、その数字は持っておりますけども、特にその数字が幾つだったかということについては、住民等には現段階のところでは説明をしておりません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

市は、機構とかは数字を把握してるけども市はわからないというんじゃないで、とにかくしっかり把握しておいて話をするというふうにぜひしていただきたいと思うんですね。簡易的なものでなくて、本当はしっかりした数字を持ってやっていただきたいと思うんですが、ぜひ努力していただきたいと思います。

JRなり機構のほうは助成だそうですけども、補償の関係で、補償の範囲が狭過ぎると。手続が面倒過ぎるといふのがあります。これについて市は、あれですか、関係のところを、例えば新日本コンサルが下請でやってるらしいですけども、そこと話しして改善するように言うということはありません、ぜひそういうことも言ってもらいたいんですけど。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

環境生活課長（五十嵐久英君）

前段の騒音測定のほうにつきましては、市のほうといたしましても騒音測定ができる時期、カエルとか虫の声に影響されない時期において本格的な、また騒音測定をしたいというふうに考えております。

それといわゆる補償の工事の書き方がなかなか難しいよというお話については、昨年来、業者なり鉄道・運輸機構のほうへお話をしているという部分はありますけども、こちらにしても今現在、申請の件数が少ないと、1つの大きな要因としては、そういう申請書の書き方なり出し方なりがうまく対象者に伝わってないというところが大きな原因というふうに聞いておりますので、市のほうといたしましても住民の皆様のほうに、よりわかりやすくなるように鉄道・運輸機構なりのほうへ要請してまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

防音工事でエアコンもそういんですけども、機構のほうは大工さんを念頭に置いた手続でないかと思うんです。一般市民からすると、直接エアコンを入れる場合は、電気屋さんに頼むと。ところが手続的には、大工さんを念頭に置いて、大工さんから進めるとスムーズに行くというのもあるんでないかと思うんで、手続を簡略化すると同時にやっぱり流れをちゃんとうまくいくように説明をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

環境生活課長（五十嵐久英君）

手続の簡略化という部分については、また市のほうから鉄道・運輸機構のほうへ要望はしてまいりたいと思いますけども、どちらにしても確かに対象の個人だけじゃなくて、業者の皆さんのほうもなかなかわかりづらいということで申請が進まないという状況もお聞きしておりますので、その辺をより丁寧にわかりやすく説明するよう、また市のほうも協力してまいりたいというふうに考え

ております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

ぜひ、そういうことで努力していただきたいと思います。

終わります。

議長（倉又 稔君）

以上で、新保議員の質問が終わりました。

耐用年数に関してデータが来たというので答弁してもらいます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

建設課のほうで確認させていただきました。新保議員さんがおっしゃった39年で間違いのないということで確認させていただきます。

議長（倉又 稔君）

昼食時限のため、ここで暫時休憩をいたします。

再開を午後1時といたします。

+

午後0時09分 休憩

午後1時00分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田原議員。〔13番 田原 実君登壇〕

13番（田原 実君）

糸魚川21クラブの田原 実です。

事前に提出した発言通告書に基づき、以下、質問をいたします。

1、糸魚川地域医療の現状と課題、糸魚川市の対応について。

(1) 糸魚川圏域の医師・看護師数の現状と医師・看護師確保について伺います。

なお、データは最近のものでご説明願います。

(2) 365日24時間救急医療体制の現状、糸魚川圏域での2.5次救急医療体制について伺います。